

第 6689 号	 リーダスクラブ	1994年1月6日創刊・毎日発行
		リーダスクラブFAXニュース (2021年)令和3年 5月 27日 木曜日

発行所	三輪厚二税理士事務所 / 顧問料不要の三輪会計事務所 (編集・発行: 税理士 三輪厚二) 大阪市中央区備後町 2-4-6 TEL: 06-6209-7191 WEB: <a href="https://www.zeirishi-miwa.co.jp">https://www.zeirishi-miwa.co.jp</a>
-----	--

## ♠ 輸出免税の適用を受けるための書類の見直し

**Q** : 消費税の輸出免税の適用を受けるための書類が見直しになったとか。どのようになったのですか？

**A** : 次のようになりました。

### 【解説】

令和3年4月に消費税法が改正され、資産を郵便物として輸出する場合(資産の価額が20万円以下の場合に限る)における、輸出免税の適用を受けるための保存すべき輸出の事実を証明する書類等の見直しがなされ、次のようになりました。

#### ①小包郵便物又はEMS郵便物

(1) 日本郵便株式会社から交付を受けたその郵便物の引受けを証する書類

及び

(2) 発送伝票等の控え(以下の事項が記載されたもの)

イ. 輸出した事業者の氏名又は名称及び住所等

ロ. 品名並びに品名ごとの数量及び価額

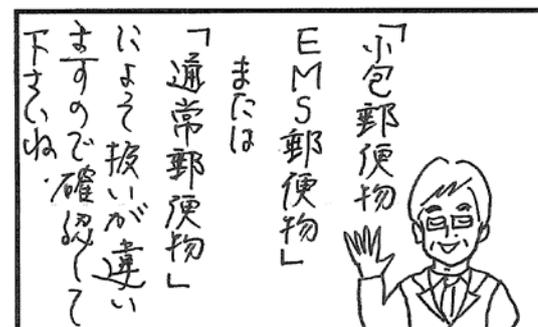
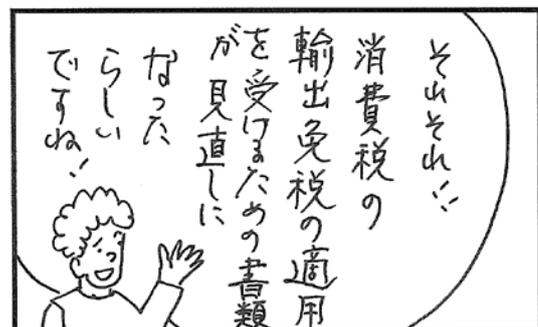
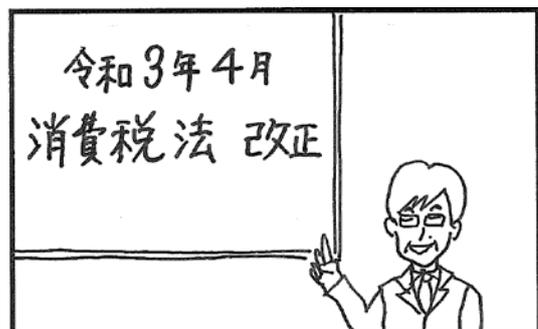
ハ. 受取人の氏名又は名称及び住所等

ニ. 日本郵便株式会社による引受けの年月日

#### ②通常郵便物

日本郵便株式会社から交付を受けたその郵便物の引受けを証する書類(品名並びに品名ごとの数量及び価額を追記したもの)

この改正は、令和3年10月1日以後に行われる資産の譲渡等から適用されます。



【三輪厚二税理士事務所(大阪市中央区)】